

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	せり人の登録の取消し（法令違反に対する監督処分として行うものを除く。）
概要	登録したせり人が事後に登録の基準に該当しないこととなった場合は、せり人の登録を取り消します。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第21条（昭和46年条例第40号） ( <a href="https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
処分基準	◎ せり人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該せり人の登録を取り消します。 (1) 破産者で復権を得ないもの (2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの (3) せり人に係る登録の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者 (4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html">https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html</a>
備考	—